**平成２２年（フ）第１５４号**
愛知県田原市加治町奥恩中62番地119
債務者　中泉　誠司
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第１５５号**
愛知県田原市加治町奥恩中62番地119
債務者　中泉　益美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第１８６号**
愛知県田原市浦町丸山１番地２　田原アパート1233号
債務者　田中　妙佳
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第２１０号**
愛知県豊川市八幡町鐘鋳場157番地　ＡＢＢＳ１―201号
債務者　山内　秀美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第２２０号**
愛知県豊橋市西口町字西ノ口46番地の172
債務者　中岡千惠子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第２６号**
和歌山県新宮市千穂１丁目１番35号
債務者　堀　恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午後１時40分
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２２年（フ）第３９１号**
静岡県浜松市南区芳川町96番地　マルベリーハウス101、前住所静岡県浜松市中区龍禅寺町460番地の４
債務者　高森千香子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第４３９号**
静岡県浜松市北区初生町350番地　グリーンハイツ102
債務者　岩上　正明
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第４５９号**
静岡県磐田市堀之内1712番地２
債務者　川村　始伸
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第４９２号**
静岡県浜松市中区曳馬３丁目11番29号、前住所静岡県浜松市中区野口町333番地　グリーンハイム野口107号
債務者　長谷川幸子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第５０７号**
静岡県磐田市見付5817番地
債務者　鈴木みつ子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第５１０号**
静岡県浜松市中区葵西６丁目23番15号　村井マンション303号
債務者　古橋　典子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第５１４号**
静岡県浜松市西区大人見町1750番地の39
債務者　鈴木　律子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第１４７号**
長崎県佐世保市鹿町町大屋714番地３
債務者　速水　俊裕
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第１８５号**
長崎県佐世保市折橋町540番地18
債務者　吉田　至宏
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係